

「心肺蘇生を望まない傷病者への対応について」 の運用を令和5年4月1日から開始します。

国の調査によると、約70%の方が自宅での最期を希望しているにもかかわらず、実際に自宅で亡くなった方は約15%しかいません。少しでも多くの方の希望に添えるように、ご家族やかかりつけ医と話し合い、もしもの時にかかりつけ医に連絡するのか救急車を呼ぶのか決めておきましょう。

心肺停止を発見



現状

人生の最終段階になり、自宅で看取りなどの意思を確認したのにも関わらず、慌ててしまった家族等が救急車を呼んでしまうことがあります。救急隊は救急要請があった場合、「救命の意思」があるものとして、救命に最善を尽くし病院へ搬送します。

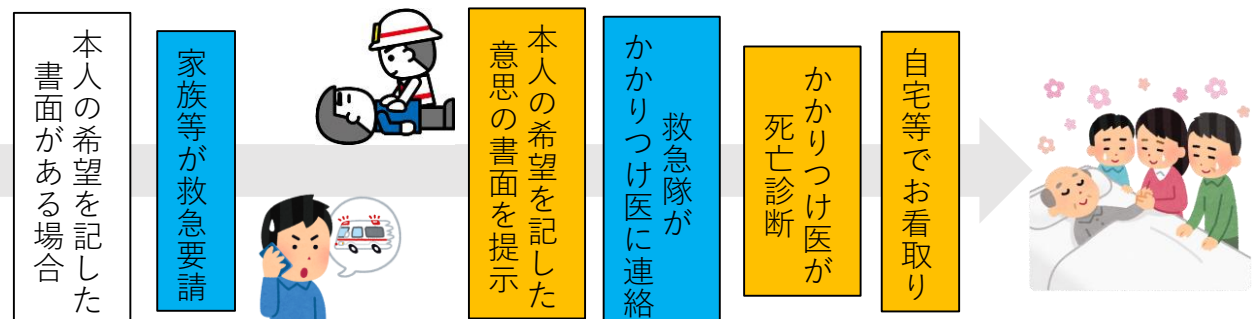
心肺停止を発見



これから

もし、慌ててしまい救急車を要請した後でも、可能な限り傷病者の意思を尊重できるように、対応制度を整理しました。かかりつけ医とあらかじめ十分に話し合い、簡単な書面を作成してください。書面があれば救急隊はかかりつけ医と相談し、条件が合えば救急搬送をしないこととなります。

心肺停止を発見



詳しい内容は [愛知県のホームページ](#) をご覧ください。